各選挙における立候補予定者推薦のガイドライン

平成２７年２月４日制定

衆議院議員、参議院議員、知事、県議会議員の各選挙における立候補予定者について、下記に該当する場合、会長は正副会長会議に諮りその推薦をすることができる。但し、その結果はすみやかに総務委員会に報告すること。

１．（一社）三重県建築士会の活動に協力のあった建築士会会員（推薦時まで継続して2年以上会員であること。）が、衆議院議員、参議院議員、又は県議会議員の選挙に立候補を予定し、建築士会に対し推薦依頼書の提出があった場合。

２．（一社）三重県建築士会の活動に協力のあった現知事が、知事選挙に立候補を予定し、建築士会に対し推薦依頼書の提出があった場合。

附則

1　このガイドラインを改正又は廃止するときは、総務委員会に諮り承認を得るものとする。

2　市町長、市町議会議員の立候補予定者への推薦については、該当する各支部のガイドラインに依るものとする。